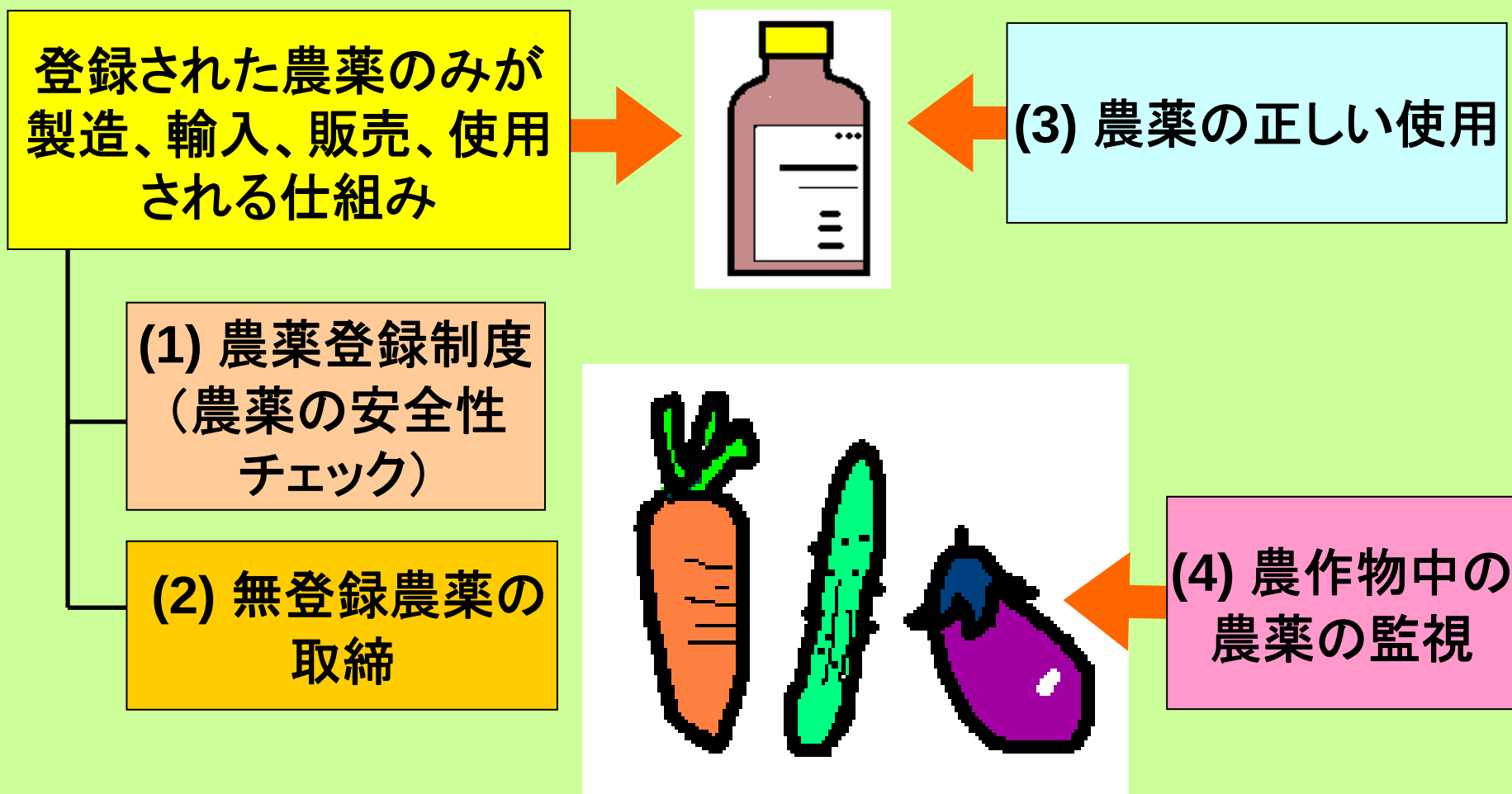


残留農薬基準等のポジティブリスト 制度導入の対応について

農林水産省消費・安全局
農薬対策室

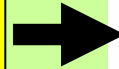
農薬を使用した農産物の安全性確保

全体の仕組



(1) 農薬登録制度による安全性チェック

農薬取締法により、
登録された農薬のみが
製造、輸入、販売、使用
が可能



科学的評価により、
安全性が確認されない
農薬は登録されない
(=使用できない)



農薬登録申請時に提出が必要な毒性などの試験成績(動物試験など)

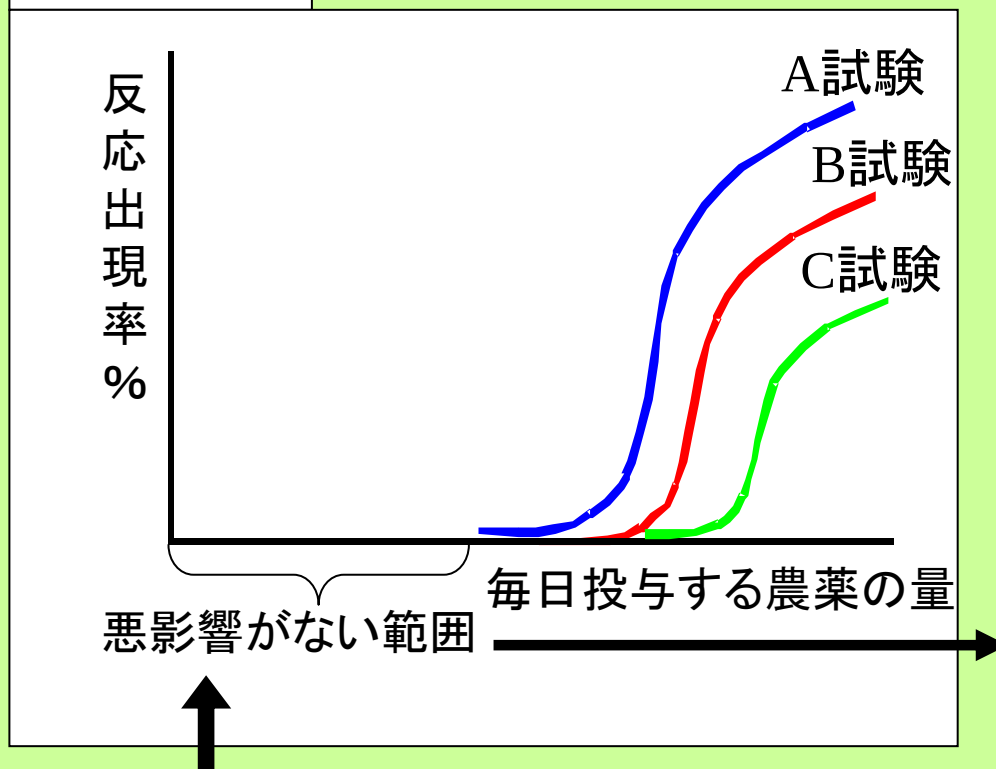
(食用作物に残留する可能性がある農薬)

- 急性毒性試験
- 中長期的な毒性の影響を調べる試験
- 散布時の事故や誤飲による急性中毒症への対処のための情報を得る試験
- 動植物体内での農薬の分解経路と分解物の構造等の情報を把握
- 環境中での影響をみる試験
- 農作物の残留性に関する試験

(1) 農薬登録制度による安全性チェック

許容一日摂取量の設定

長期毒性
動物試験



動物に毎日長期に与えても悪影響がないことが確認された量の最大値(mg/体重1kg・日)を安全係数で割ったものを、ヒトの許容一日摂取量(ADI★)(mg/ 体重1kg・日)とする。

★ADI: acceptable daily intake

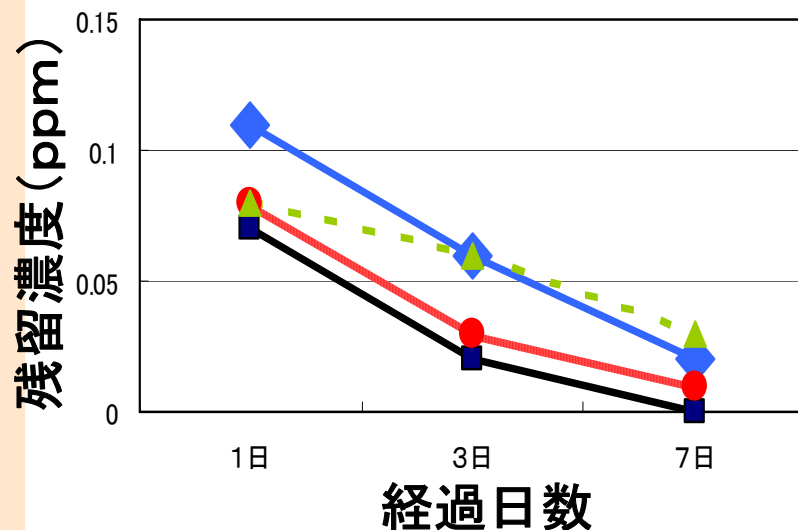
動物に毎日長期に与えても悪影響がない量が確認できない農薬は登録されない。

(1) 食品中の残留農薬の安全性チェック

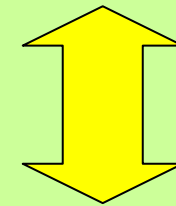
使用基準と残留基準の設定

病害虫防除に必要な条件で
行った作物残留試験

希釈倍数: 2500倍
使用回数: 3回



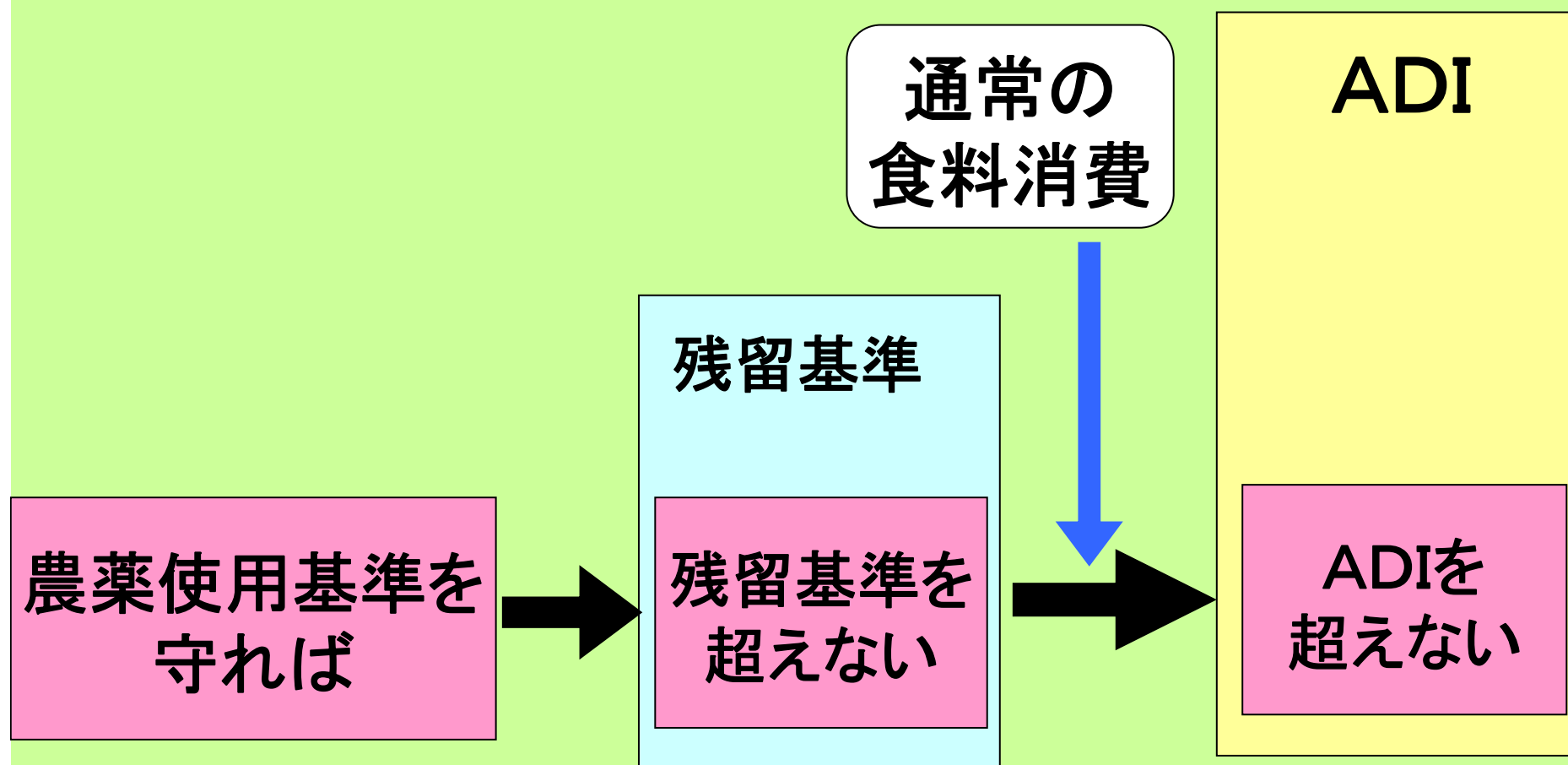
残留基準: 0.5ppm



余裕のある関係

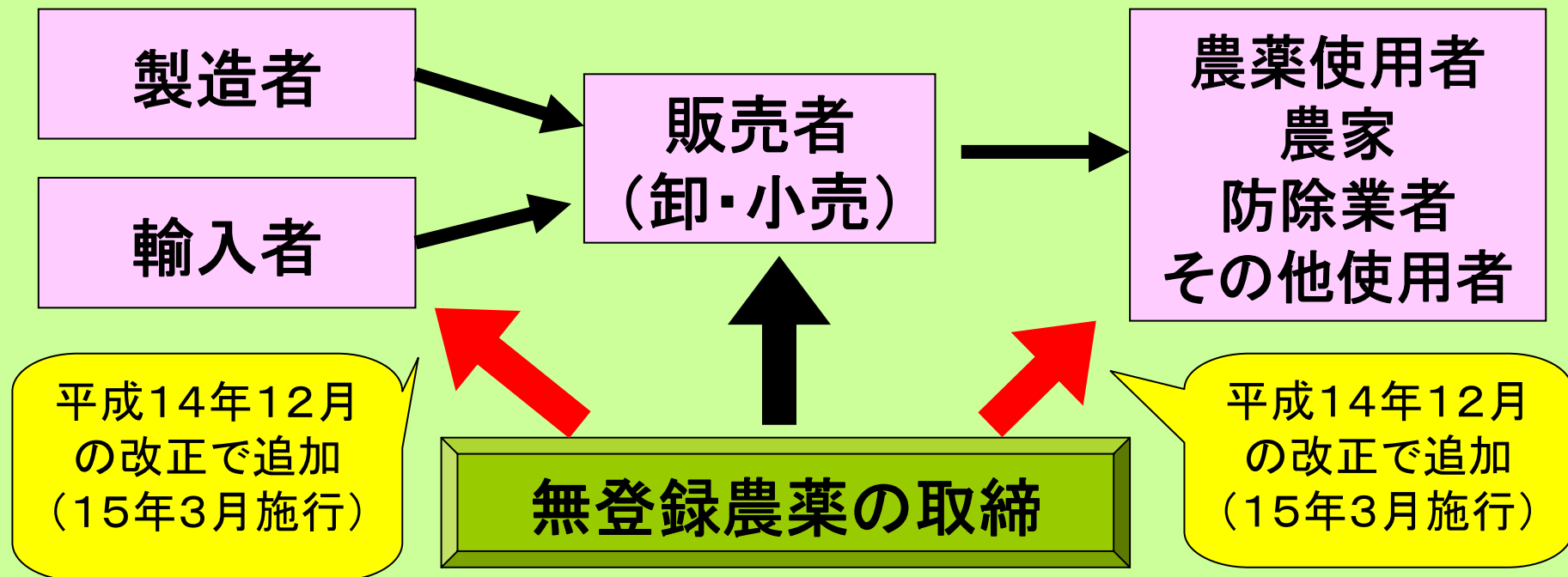
使用基準
希釈倍数: 2500倍
使用回数: 3回以内
使用時期: 収穫前日まで

(1) 農薬登録制度による安全性チェック



(2) 無登録農薬の取締

平成14年12月の農薬取締法改正で強化



取締実施者：農林水産省(本省、地方農政局、農政事務所)
都道府県／(独)農薬検査所

(3) 農薬の正しい使用方法

平成14年12月の農薬取締法改正で規制措置

平成14年12月の
農薬取締法改正以前

使用者が守ることが
望ましい基準

農薬の使用基準は、
農薬の残留、防除効果、
環境配慮の
観点で決められている。

改正後(現在)
(15年3月施行)

使用者が守るべき基準
(罰則を伴う基準)

食用作物に
農薬を使用
する場合の
遵守義務

適用作物
使用時期
使用回数
使用量又は 希釈倍数

(3) 農薬の使用方法的チェック

使用方法が守られていることのチェック体制は？

全国4000農家(毎年選定)
(野菜、果樹、茶、米など)

地方農政事務所職員による
農薬使用状況の点検
(このうち残留分析は約600農家)

上記以外の農家にも  農薬使用の記帳を行うよう指導
必要があれば立入検査を実施

(4) 農産物中の農薬の監視

残留基準値を超える農産物があった場合の扱い

食品衛生法に基づく措置

検疫所や
都道府県衛生部局による
農産物の回収、廃棄、
積み戻しの命令

都道府県農業部局
による調査、指導など

(4) 農産物中の農薬の監視

実際の検出状況

(平成13年)

	検査数	農薬検出数 (%)	基準値を超えた数(注) (%)
合 計	531,765	2,676 (0.50)	29 (0.01)
うち国産品	225,071	917 (0.41)	8 (0.01)
輸入品	306,694	1,759 (0.57)	21 (0.02)

資料:平成13年度食品中の残留農薬検査結果(厚生労働省「食品中の残留農薬」)

(注)「基準値を超えた数」は、基準値がある農薬の検査数に対する数である。

農薬のリスク管理(まとめ)

農薬の安全性評価と登録



登録農薬の販売



正しい使用



安全な農産物

ポジティブリスト制度について

ポジティブリスト制とは？

基準が設定されていない農薬等が**一定量を超えて**残留する食品の販売等を原則禁止する制度

「食品衛生法等の一部を改正する法律」

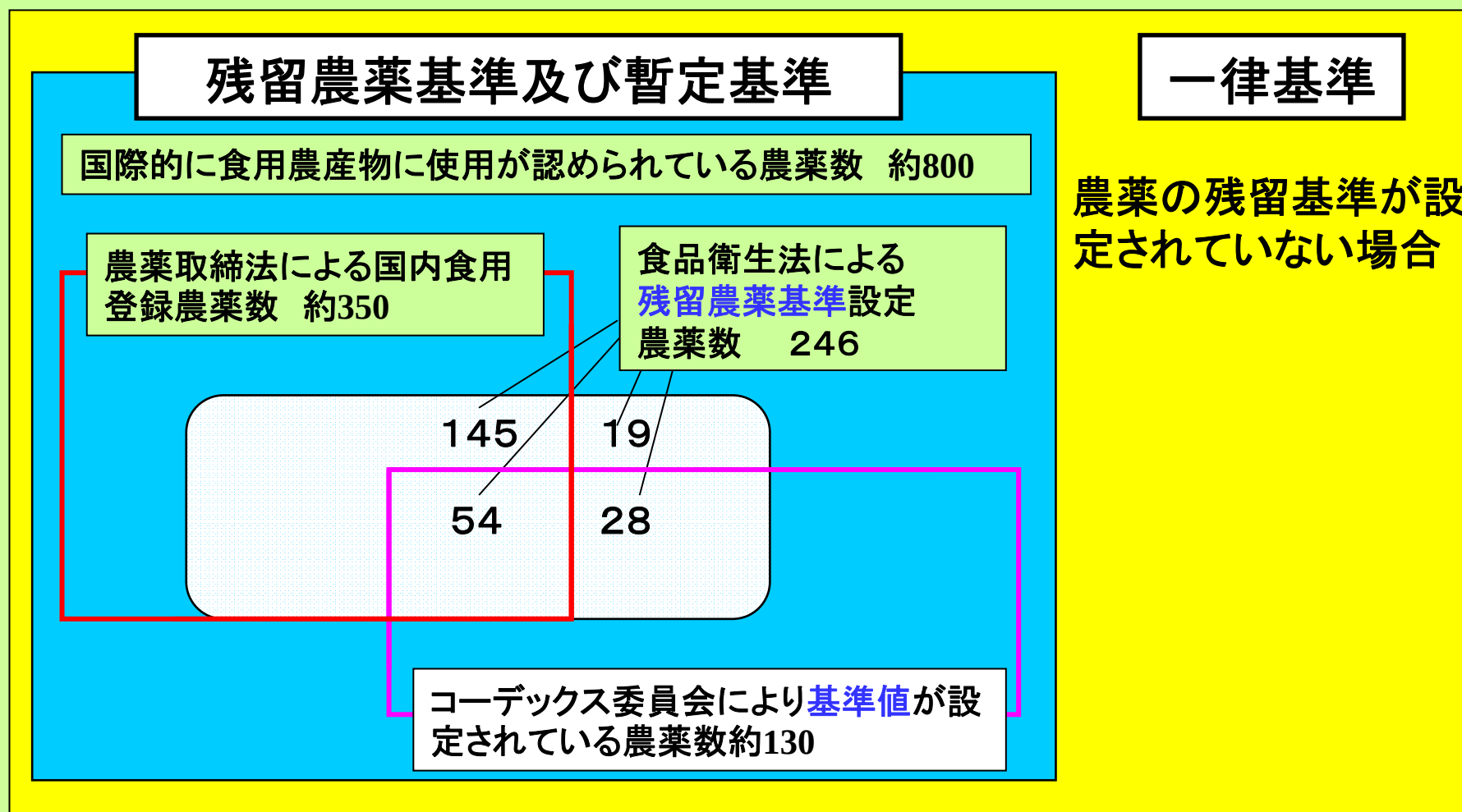
(平成15年法律第55号、平成15年5月30日公布)

「一定量」とは？

「人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量」

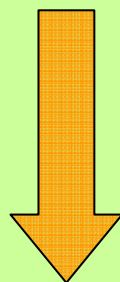
以下「**一律基準**」と略す。

ポジティブリスト制度の概念図



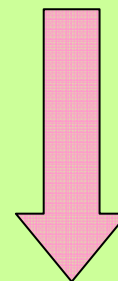
現行の食品中に残留する農薬の規制状況

残留農薬基準あり



残留基準を超えて農薬が残留する食品の流通を禁止

残留農薬基準無し



規制の対象外

ポジティブリスト制移行後の 食品中に残留する農薬の規制状況

残留農薬基準あり

残留農薬基準無し

暫定基準

一律基準

ポジティブリスト制の
施行までに、現行法
第11条第1項に基づ
き、農薬取締法に基
づく基準、国際基準、
欧米の基準等を踏ま
えた**暫定的な基準**を
設定

人の健康を損
なうおそれのな
い量として厚生
労働大臣が**一
定量**を告示

厚生労働大臣が指
定する物質
人の健康を損なうお
それのないことが明
らかであるものを告
示
(**特定農薬等**)

残留基準または一定量を超えて農薬が残留す
る食品の流通を禁止

規制の対象外

ポジティブリスト制度導入前後の 基準値イメージ

農薬 A

	現行制度	導入後
米	0. 5ppm	現行どおり
りんご	0. 1 ppm	現行どおり
きゅうり	基準無し (検出されても違反でない)	0. 2ppm (国際基準等を参考に設定)
キャベツ	基準無し (検出されても違反でない)	一律基準(0. 01ppm)を 超過すれば違反

農薬使用時における注意点

農薬使用基準の遵守

- ・食用作物等への農薬使用の遵守
(適用作物、使用量又は濃度、使用時期、総使用回数)



- ・農薬のラベルの記載事項の確認

農薬散布時のドリフトの注意

- ・近接圃場で栽培されている作物への飛散防止



- ・食品安全GAPの取組みを通じた栽培管理
- ・「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」(指導通知)の周知
- ・「農薬散布するときには気をつけましょう」(パンフレット)の活用
- ・「地上防除ドリフト対策マニュアル」(小冊子)の活用

ドリフト低減対策

- 散布時の風向きと風速
- 作物に近接した適正散布
- 圃場の端での散布
- 散布圧力、風量
- 近接栽培作物との連携
- 散布ノズルの交換
- 遮蔽シート・ネット
- ドリフトしにくい農薬の利用



農薬指導適正にかかる指導体制の強化

○全国段階の取組強化

農薬適正使用指導強化協議会の設置

- ・ ブロック段階における指導者向け研修会の開催
- ・ パンフレットの作成、情報提供
- ・ 相談に迅速に回答するネットワーク構築
- ・ 広報活動の強化

○県段階における組織強化

- ・ 生産、普及部局等の参画による推進体制の強化
- ・ 巡回指導チームの編成

○現地指導体制の強化

- ・ 農薬、生産担当(普及指導員、JA職員)による現地巡回指導の展開
- ・ 普及指導センター、JAにおける相談窓口の設置
- ・ 農業者間における農薬使用の相談、調整及び斡旋